

長野都市計画区域において建築基準法第 22 条により 指定する区域変更について

長野都市計画区域において、建築基準法第 22 条により指定する区域を次のとおり変更する。

長野市の市街化区域のうち、計画図に表示されている区域を追加する。

変更前の区域の面積 5, 597 ha
(市街化編入区域 + 4.7 ha)
変更後の区域の面積 5, 602 ha

理 由 書

長野都市計画区域内の区域区分の変更に伴い、建築基準法第 22 条指定区域を変更するもの。

建築基準法第 22 条の規定による区域指定および建築制限について

○建築基準法 第 22 条第 1 項

- ・ 目 的 通常の火災を想定した火の粉による建築物の火災の発生を防止するため
- ・ 対象地域 特定行政庁（長野市）が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域
- ・ 制 限 建築物の屋根は、瓦や金属板等の不燃材料で葺かなければならない。

○建築基準法 第 22 条第 2 項

特定行政庁（長野市）は、法第 22 条第 1 項の区域を指定する場合には、あらかじめ都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

○建築基準法 第 23 条

木造建築物等の外壁で延焼の恐れのある部分を建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するため、一定の防火性能を有する構造としなければならない。

建築基準法第 22 条による区域変更面積調書

<22 条区域指定（拡大）予定地>

位置番号	位置	拡大面積 (ha)	予定用途地域 (ha)
1	川中島町御厨	1.3	第二種中高層住居専用地域 (1.3)
		3.4	準工業地域 (3.4)
小計		4.7	

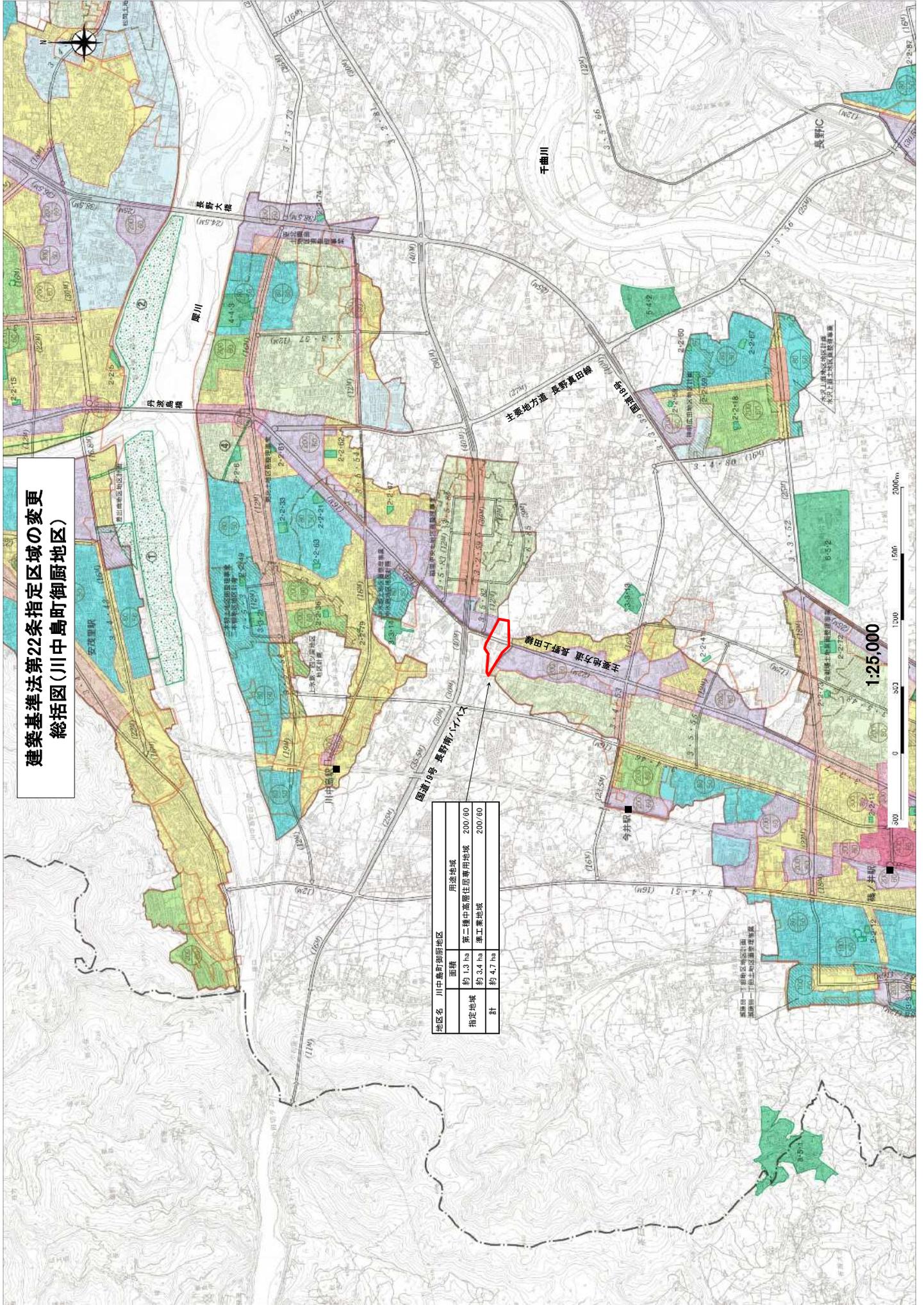
変更前の区域の面積 5,597 ha

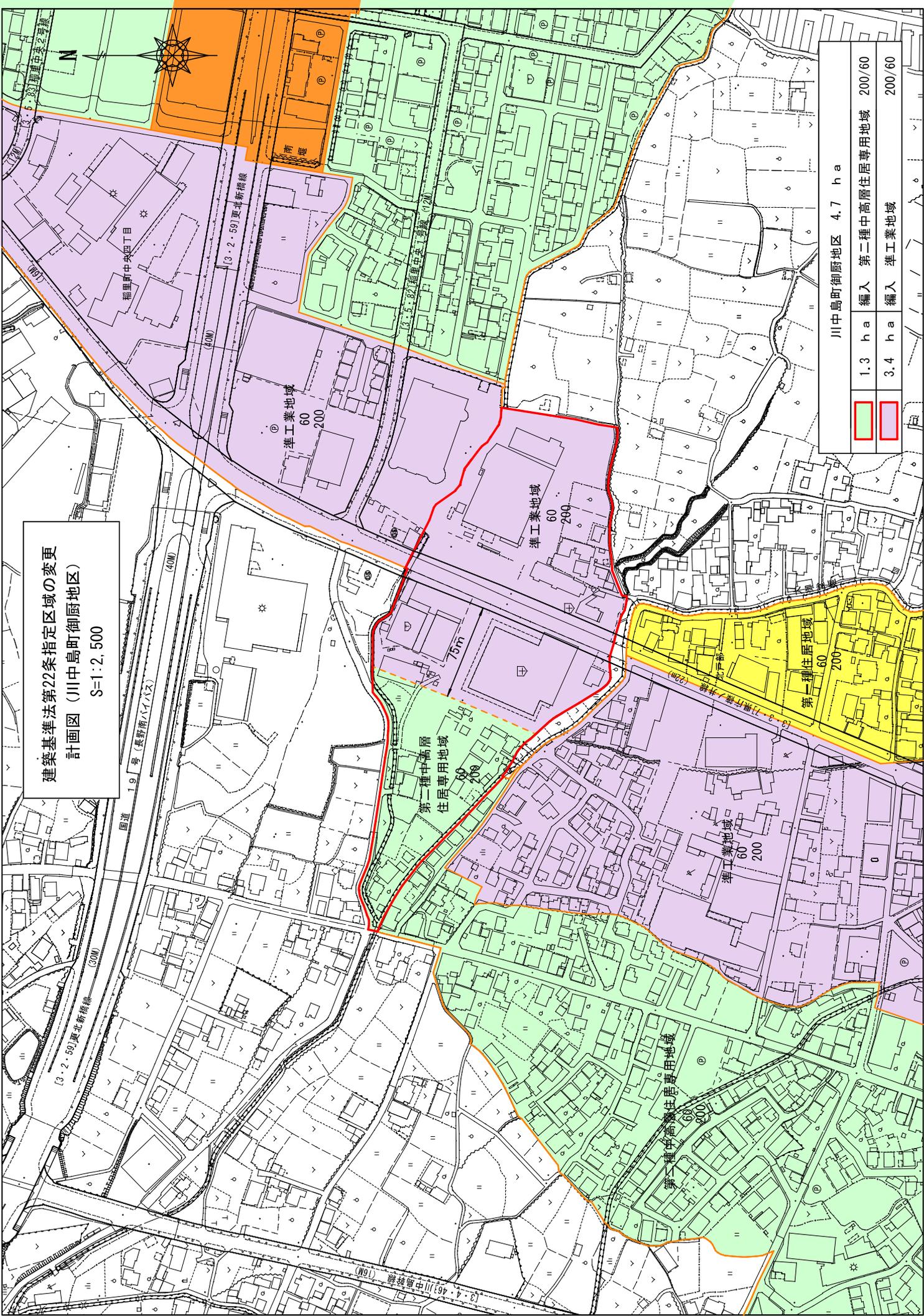
(市街化編入区域 +4.7 ha)

変更後の区域の面積 5,602 ha

建築基準法第22条指定区域の変更
 総括図(川中高町御厨地区)

地区名	川中高町御厨地区
面積	用途地域
約 1.3 ha	第二種中高層住居専用地域 200/80
約 3.4 ha	準工業地域 200/80
計	約 4.7 ha





建築基準法第22条指定区域の変更
計画図 (川中島町御厨地区)
S=1:2,500

川中島町御厨地区 4.7 ha

■	1.3 ha 編入	第二種中高層住居専用地域	200/60
■	3.4 ha 編入	準工業地域	200/60